

# 特別加入制度の見直しについて(今後の議論の進め方)(案)①

## 【背景】

### ●労働政策審議会建議(令和元年12月23日)(抄)

#### 4 その他運用に関する留意点

##### (3)特別加入制度の在り方

現在、働き方が多様化し、複数就業者数が増加するとともに、労働者以外の働き方で副業している者も一定数存在する。

また、特別加入制度創設時の昭和40年当時にはなかった新たな仕事(例えばIT関係など)が創設されるとともに、様々な科学技術の成果が、我々の生活の中に急速に浸透している。

このような社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよう見直しを行う必要がある。

### ●雇用保険法等改正法案の審議における附帯決議

#### ・衆議院附帯決議(令和2年3月18日)(抄)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

十三 労災保険の複数事業者に係る改正事項を確実に実施するとともに、特別加入制度について、働き方が多様化し、雇用類似の働き方も拡大していることから、労働者に準じて保護することがふさわしいとみなされる者の加入促進を図るため、制度の周知・広報を積極的に行うこと。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこと。

#### ・参議院附帯決議(令和2年3月31日)(抄)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである

二十一、労災保険の複数事業者に係る改正事項を確実に実施するとともに、特別加入制度について、働き方が多様化し、雇用類似の働き方も拡大していることから、労働者に準じて保護することがふさわしいとみなされる者の加入促進を図るため、制度の周知・広報を積極的に行うこと。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこと。その際、今回の創業支援等措置により就業する者のうち、常態として労働者を使用しないで作業を行う者を特別加入制度の対象とすることについて検討すること。

# 特別加入制度の見直しについて(今後の議論の進め方)(案)②

---

## 【対象範囲の見直し】

- ・特別加入制度は、労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者について、特に労災保険の加入を認める制度。
- ・社会経済情勢の変化を踏まえ、対象範囲の拡大について幅広く検討するべきではないか。
- ・対象範囲とすることについて需要があるものとして把握した業務を中心に、関係者にヒアリングする等により、その業務実態、災害発生状況等を把握し、対象範囲の明確化や保険料率の設定等を行ってはどうか。
- ・見直しに当たっては、民業圧迫とならないよう、また、危害防止措置が徹底されるよう留意すべきではないか。

## 【制度の運用に係る見直し】

- ・上記の対象範囲の見直しを阻害するような運用方法を改め、より加入しやすい制度となるようにしてはどうか。
- ・まずは、加入促進の観点から、特別加入団体の要件(地域要件など)を見直してはどうか。